

令和7年度税制改正（いわゆる
「年収の壁」への対応）について
個人住民税（市・県民税）の改正内容

令和7年11月瀬谷区税務課



瀬谷区マスコット
せやまる



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

公式マスコットキャラクター トゥンクトゥンク

©Expo 2027



主な改正項目

きゅうよしょとくこうじょ

- 1 給与所得控除額の引き上げ
- 2 各種扶養控除等に係る適用所得要件額の
引き上げ
- 3 大学生年代の子等に関する特別控除（特
定親族特別控除）の創設



令和 8 年度に課税される市・県民税から適用

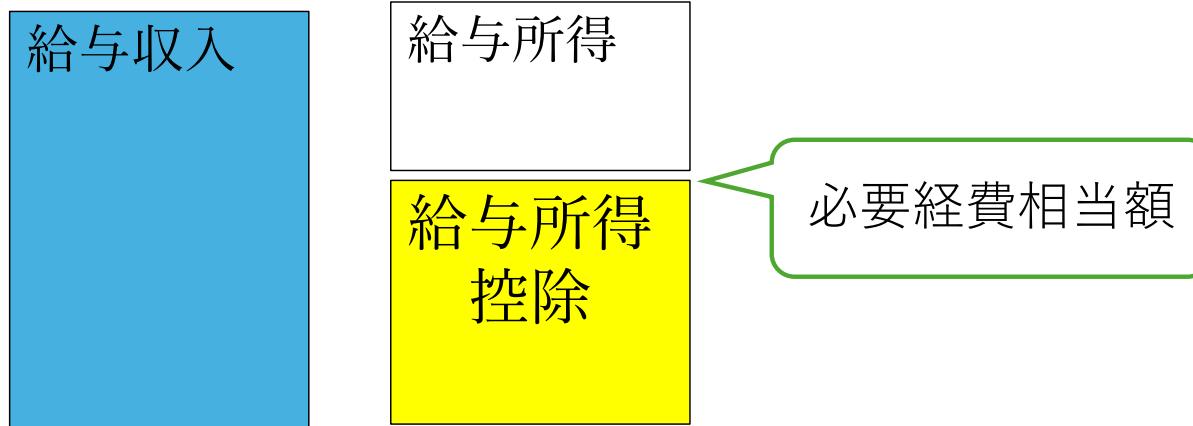


1 給与所得控除額の引き上げ（所得税・住民税）

給与所得控除とは？

給与収入を得るためにも必要経費がありますが、その実額を把握することは困難です。

給与所得者の税額計算の基礎となる金額「給与所得金額」は、給与収入から、概算の必要経費相当額としての「給与所得控除額」を差し引いて算出します。



きゅうよしょとくこうじょがく

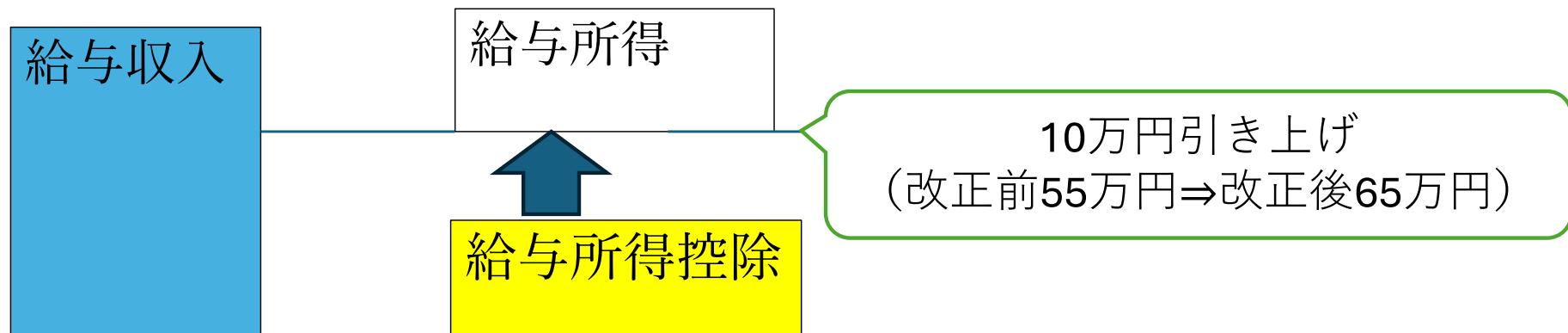
1 給与所得控除額の引き上げ（所得税・住民税）

改正の内容

- 給与収入金額が**190万円以下**の方に適用される、**最低保障**の「**給与所得控除額**」を**10万円**引き上げ

⇒この改正により（住民税非課税基準金額も引き上げ）、

単身で給与収入のみの方で、年収**110万円**以下の場合には、
市・県民税が所得税とともに非課税となります。



- 給与収入金額が**190万円超**の方の**給与所得控除額**に、
変更はありません



2. 扶養等の所得要件の改正 (所得税・住民税)

○各種控除について

次ページ以降の各種控除は、
納税者及びその扶養親族の世帯構成に対する配慮や、
納税者の個人的事情を考慮した負担能力に応じた税負担
の実現を図るため、設けられています。



ふようとう

しょとくようけん

かいせい

2. 扶養等の所得要件の改正 (所得税・住民税)

改正の内容 (その1)

こうじよ
以下の控除の適用を受ける場合における所得要件額を**10万円**引き上げ

はいぐうしゃこうじよ　ふようこうじよ

1 納税者本人が、配偶者控除や扶養控除の適用を受けるための、

はいぐうしゃ　ふようしんぞく　ごうけいしょとくきんがく

配偶者や扶養親族の、合計所得金額の要件

(改正前48万円→改正後58万円)

2 紳税者本人が、ひとり親控除の適用を受けるための、

おや　せいけい

そうしょとくきんがくとう

ひとり親との生計を一にする子の、総所得金額等の要件

(改正前48万円→改正後58万円)

3 纳税者本人が、雑損控除の適用を受けるための、

せいけい

そうしょとくきんがくとうの

資産の損失を生じた、生計を一にする親族の、総所得金額等の要件

(改正前48万円→改正後58万円)



2. 扶養等の所得要件の改正 (所得税・住民税)

改正の内容 (その2)

しょとくようけんがく

以下の控除の適用を受ける場合における所得要件額を**10万円**引き上げ

4 納税者本人が、勤労学生控除の適用を受けるための、

ごうれいしょとくきんがくとう

納税者本人の、合計所得金額の要件

(改正前75万円→改正後85万円)

5 納税者本人の、家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の

さいていほしょうがく
最低保障額

(改正前55万円→改正後65万円)

※「合計所得金額」は、給与収入のみの方の場合、給与所得控除の適用後の金額となります。

※「総所得金額等」は、合計所得金額から各種繰越控除の適用後の金額となります。



3. 特定親族特別控除の新設 (所得税・住民税)

改正の内容

以下のいずれにも該当する者を有する場合は、所得控除として以下の控除額が控除されます。

せいけい

1 生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族

(配偶者及び青色事業専従者等を除く)

2 合計所得金額が58万円超123万円以下

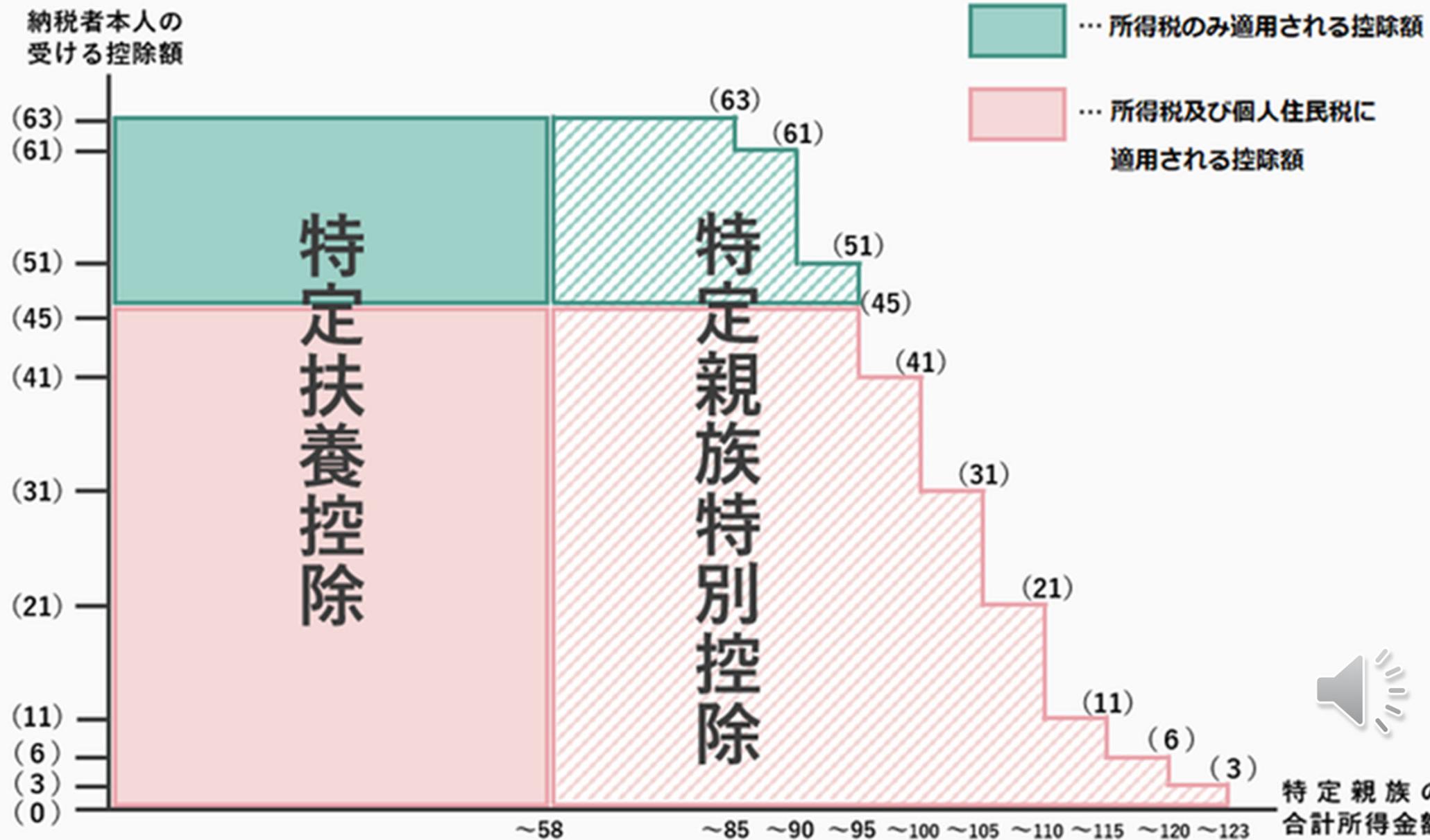
(給与収入金額のみ場合は、年収123万円超188万円以下)

3 控除対象扶養親族に該当しない者



とくていしんぞくとくべつこうじょ

特定親族特別控除のイメージ図



横浜市ホームページのご案内

もつと詳しい内容をお知りになりたい方は以下のホームページをご確認ください

- 制度の詳しい内容

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/y-shizei/kojin-shiminzei-kenminzei/R7kaisei.html>

- よくある質問

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/y-shizei/kojin-shiminzei-kenminzei/r7kaiseisitumon.html>

所得税の改正については以下のページをご覧ください。

- 国税庁ホームページ（外部サイト）

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>

